

会員就学等資金貸付規程

〔平成29年1月26日〕
AMUSE 規程 第 6 号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人AMUSE（以下「本会」という。）定款第4条第7号に規定する、旭川医科大学外科学講座に関連して研修ないし教育を受けている若手医師のキャリア形成のために必要な資金の貸付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請資格)

第2条 貸付金を申請できる者は、本会個人会員であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旭川医科大学外科学講座に関連して研修を行っている者（ただし、卒後6年以内に限る）
- (2) 旭川医科大学外科学講座に関連して教育を受けている者で、海外の医科大学または医療機関での長期研修が決定した者

(貸付額)

第3条 貸付金の限度額は次の各号とし、貸付期間中は無利子とする。

- (1) 前条第1号に該当する者 50万円
- (2) 前条第2号に該当する者 100万円

(貸付人数)

第4条 貸付金の貸付人数は、第2条各号合わせて10人以内とし、年度ごとに代表理事がこれを決定する。

(申請手続)

第5条 貸付金の貸付を希望する者は、別に定める申請書その他必要と認める書類を添付して、所定の期日までに代表理事に提出するものとする。

(貸付の決定)

第6条 貸付金の貸付を受ける者は、申請者の中から、理事会での議を経て、代表理事が決定する。

- 2 貸付決定を受けた者（以下、「貸付決定者」という。）は、別に定める借用書を所定の期日までに代表理事に提出しなければならない。

(貸付の時期)

第7条 貸付金は、前条第2項で定める金銭借用書の提出後2週間以内に、貸付決定者の指定する金融機関口座に振込により一括貸付するものとする。

(貸付金の返済)

第8条 貸付金は、次の各号の定めに従い、一括して代表理事が指定する方法により返済しなければならない。

- (1) 貸付決定者のうち第2条第1号該当者は、貸付後6年以内に返済しなければならない。
 - (2) 貸付決定者のうち第2条第2号該当者は、研修終了後3年以内に返済しなければならない。
- 2 貸付決定者は第2条に規定する研修期間中であっても、本会会員資格を失ったときは、速やかに一括して代表理事が指定する方法により返済しなければならない。

(事務)

第9条 貸付金に関する事務は、本会事務局が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、貸付金に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。